

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和28年8月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	川根本町	職員数※(H19. 4. 1現在)	4人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	113(18)	公営企業債現在高(百万円)	1,415
累積欠損金(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	105
不良債務(百万円)		財政力指数※	0.393
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	10.2(H19)
		経常収支比率※(%)	96.1(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年9月20日 合併前市町村：中川根町 本川根町] ゆとりある安全、便利で暮らしやすいふるさとづくりのひとつとして、簡易水道等の、うれしいのある快適な生活を支える生活環境の整備を図るため、老朽化した施設の更新や統合を実施していく。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	川根本町簡易水道事業財政健全化計画
計画期間	平成19～23年の5年間
計画策定責任者	川根本町長
既存計画との関係	川根本町行政改革実施計画（集中改革プラン）に基づく
公表の方法等	町ホームページ 及び 町広報紙 議会への説明・料金改定については平成20年6月議会議決予定
基本方針	給水サービスの向上と、維持管理業務の一元化により合理化・効率化を図り、もって人員削減と経費削減により、受益と負担の適正化を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		2	54	56
	補償金免除額		1	9	10
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業		2,202	53,697	55,899
合 計 (A)		0	2,202	53,697	55,899
※ 一般 会計 のうち (再掲)					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	2,202	53,697	55,899

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 一般 会計 のうち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>中川根区域では、町営簡易水道の普及率が低く（H5＝51.4%）、既存施設の老朽化に加え能力も低かったことから、平成5年度から継続して簡易水道施設の新設及び統合整備を行い普及率が飛躍的に向上（H18＝88.3%）しました。しかし、起債残高も急激に増加し、元利償還額が負担となっています。</p> <p>本川根区域では、電源立地地域対策交付金を活用することにより、起債に頼らず施設の部分的改良を行ってきたため、起債残高は少ないが、今後も施設の増補改良が必要な状況にあります。</p> <p>施設状況・起債残高が大きく異なることから、1国2制度で運営しています。</p> <p>経営状況についても、中川根区域では、今後10年間、毎年2,000万円前後の財源不足が見込まれ、その後、元利償還額が急激に減少し、黒字に転じます。</p> <p>本川根区域については、概ね収支のバランスが取れていますが、老朽施設の増補改良の内容と財源（起債を活用）によっては、料金改定が必要となる状況です。</p> <p>◇中川根区域 料金 115.5円/㎡（基本料 2ヵ月で20㎡まで2,310円） 給水人口 5,432人 6簡易水道（H20給水開始を目指し、新たに1簡易水道を建設中）</p> <p>◇本川根区域 料金 20㎡まで99.75円/㎡（基本料 2ヵ月で20㎡まで1,990円） 超過料金 21～60㎡ 105円/㎡ 61㎡以上 126円/㎡ 給水人口 2,796人 4簡易水道</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金の適正化（1国1制度への料金改定）</p> <p>長期的スパン（約20年）で、人口減による給水使用量の減も見込み、元利償還計画をたて、適正となる料金改定を目指す。目標としては、平成21年度。</p>
	<p>課 題 ② 公債費負担の増</p> <p>起債については、過疎対策事業債と簡易水道事業債の2種類を活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎対策事業債 12年償還（内、3年間元金据置） 地方交付税措置 70%</li> <li>・簡易水道事業債 30年償還以内（内、5年間以内元金据置） 地方交付税措置 25%</li> </ul> <p>地方交付税措置の有利な過疎対策事業債を多く活用している。また、簡易水道事業債についても、公営企業金融公庫からの借入分については借入利率を抑えるため、12年償還（内、3年間元金据置）としていることから、元利償還の期間が短期間に集中している。</p>
	<p>課 題 ③ 定員管理の適正合理化</p> <p>1国2制度で運営していることから、基本的には同じ業務を本庁（中川根区域）と総合支所（本川根区域）で行い、取りまとめ作業（総括）を本庁で実施している。</p> <p>事務事業の統一を行ない、管理の一元化により人員削減と更なる事務の効率化を目指す。</p>
	<p>課 題 ④ 給水使用量の伸び悩み</p> <p>過疎と少子高齢化の進行により、給水使用量が減少している。（H18の実績は、H13と比較して、△7.8%の減）</p> <p>料金体系については、逦増制（使用量が増えるに従い、料金単価が上昇する）を廃止し、使用量の喚起を目指す。</p>
	<p>課 題 ⑤ 維持管理費等の節減合理化</p> <p>急峻な山間地に集落が散在する地形的理由から、集落単位に浄水施設があり、水圧調整のため、ポンプ・配水池・減圧弁等もあることから、維持管理に人的・費用的に経費がかかる状態である。中央監視システム（テレメーター）の統合などにより、効率的かつ効果的な管理を目指す。</p>
留意事項	<p>生活様式の変化から、町民の求める水需要は、より清浄にして豊富（同時に複数の水栓を使用しても、水量が確保できる）、適切な水圧確保となった。しかし、水源の殆どを表流水に求めていることから、降雨時の濁りなど維持管理に苦慮している。このことは、施設建設についても反映され、先端のろ過技術と水圧調整など建設費にも影響している。今後、過疎と少子高齢化の進行により、水需要が減少することで、簡易水道事業会計の運営が厳しいものとなる。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	140	138	146	142	140	141	141	145	144	142	
		(1) 営 業 収 益 (B)	113	121	119	121	121	121	121	119	123	122	121
		ア 料 金 収 入	113	121	119	120	120	118	119	123	122	121	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	27	17	27	21	19	19	21	21	21	21	20
		ア 他 会 計 繰 入 金	18	16	16	20	19	19	21	21	21	21	20
	イ そ の 他	9	1	11	1	0	0	0	0	0	0	0	
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	98	85	92	92	102	99	95	95	95	95	91
		(1) 営 業 費 用	70	57	65	62	72	70	70	71	68	68	
		ア 職 員 給 与 費	14	10	11	9	10	13	13	13	10	10	
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	56	47	54	53	62	57	57	58	58	58	
		(2) 営 業 外 費 用	28	28	27	30	30	29	25	24	27	23	
ア 支 払 利 息		28	28	27	30	30	29	25	24	27	23		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0												
イ そ の 他	0												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		42	53	54	50	38	42	46	50	49	51		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	451	384	394	216	253	304	115	278	131	135	
		(1) 地 方 債	117	172	205	89	72	84	14	134	14	21	
		(2) 他 会 計 補 助 金	193	87	76	83	100	137	90	123	103	105	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	141	125	113	43	70	65					
		(6) 工 事 負 担 金											
		(7) そ の 他				1	11	18	11	21	14	9	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	482	417	437	245	295	347	159	326	179	183	
		(1) 建 設 改 良 費	450	382	388	178	214	199	56	218	68	69	
		ウ ち 職 員 給 与 費	8	5	6	9	10	13	13	13	10	10	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	32	35	49	67	81	148	103	108	111	114	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 31	△ 33	△ 43	△ 29	△ 42	△ 43	△ 44	△ 48	△ 48	△ 48		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	11	20	11	21	△ 4	△ 1	2	2	1	3
積 立 金 (K)	10	18	5	26	1	1	1	1	1	1
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	5	6	8	14	9	4	2	3	3	3
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	6	8	14	9	4	2	3	3	3	4
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 黒 字 (P)	6	8	14	9	4	2	3	3	3	4
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	107	115	104	89	77	57	71	71	70	69
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)										
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	63	80	85	111	105	88	78	58	45	37
企 業 債 現 在 高	1,110	1,247	1,403	1,425	1,415	1,351	1,262	1,288	1,191	1,098
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	1,110	1,247	1,403	1,425	1,415	1,351	1,262	1,288	1,191	1,098
うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	26	16	16	20	18	19	21	21	21	20
うち基準内繰入金	20	12	11	15	15	14	12	12	13	11
うち基準外繰入金	6	4	5	5	3	5	9	9	8	9
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	6	4	5	5	3	5	9	9	8	9
資 本 的 収 支 分	186	87	76	82	99	137	90	123	103	105
うち基準内繰入金	87	36	47	34	41	93	57	75	62	63
うち基準外繰入金	99	51	29	48	58	44	33	48	41	42
うち赤字補てん的なもの	99	51	29	48	58	44	33	48	41	42

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)										
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	107	115	104	89	77	57	71	71	70	68
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	76	77	69	76	83	77	58	57	63
	うち基準外繰入金 (%)	24	23	31	24	17	23	42	43	37
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)	24	23	31	24	17	23	42	43	37
	資本的収入分 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	47	42	62	42	41	69	64	62	60
	うち基準外繰入金 (%)	53	58	38	58	59	31	36	38	40
	うち赤字補てん的なもの (%)	53	58	38	58	59	31	36	38	40

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	給水使用量については、過疎と少子高齢化の進行を考慮し、毎年△1.0%の減少を見込みました。平成20年度から1地区、新たに給水開始をするため、既存施設の平均使用量を基に加算しました。1国2制度で運営していますが、平成21年度に統一し、料金改定を実施します。料金の算出期間については、約20年を考え、全体平均で、6%前後の料金の値上げを検討しています。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計繰入金については、 ・起債の元利償還について70% ・職員人件費について50% ・施設建設改良について10% ・災害復旧費について100% 現行制度を継続します。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	本川根区域について、平成28年度までに必要な施設改良を実施します。 中川根区域について、平成21年度に地名簡易水道の浄水施設整備を実施します。 施設の一括管理を目指し、平成21年度に中央監視システム(テレメーター)の統合を実施します。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	1国2制度の管理運営を統一することにより、管理の一元化と効率化を目指します。 職員については、現在4人体制ですが、平成21年度の地名簡易水道施設整備で中川根区域の施設整備が完了することと、中央監視システムの統合により平成22年度から△1人とし、平成29年度には、本川根区域の施設整備が完了することにより更に△1人として、最終的には2人体制を目指します。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	長期的な観点から、平成29年度までに2名減少を図る予定です。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	支出科目の適正化の観点から、平成19年度から4人体制としました。(平成18年度までは3人)現在、1国2制度で旧町単位(本庁と総合支所)で管理運営しています。平成21年度の統一を目指し、維持管理についても一括管理で人員削減を目指します。 ・平成21年度まで 4人 ・平成22～28年度 3人 平成29年度 2人
○ 給与のあり方	普通会計と併せ、平成17年度人事院勧告における、給与構造改革に準じた制度の見直しを実施。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	普通会計と併せ、平成17年度人事院勧告における給与構造改革に準じた制度の見直しを実施済みであり、今後全ての特殊手当について見直しを図る。 なお、地域手当については従前より支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	普通会計と併せ、平成17年度人事院勧告における給与構造改革に準じた制度の見直しを実施済。 技能労務職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	平成18年度より定年退職時における、特別昇給制度を廃止済であるが、勸奨のみ実施している。 今後勸奨についても定員適正化計画の推進を踏まえ、廃止に向けた取組みを実施していく。
◇ 福利厚生事業のあり方	該当事項なし。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等	施設管理における、改良及び統廃合について検討します。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	平成21年度に中央監視システム(テレメーター)の統合整備を実施し、一括管理による事務の効率化と経費削減を推進します。 水質検査業務委託の一括発注(平成18年度までは、旧町単位で発注)による経費削減。 平成20年度からは、量水器等の購入についても一括発注し、経費削減に努めます。 改善額の算出方法 一括発注が可能な経費、水質検査・量水器等の資機材購入・保守点検業務 平成19年度の経費合計額15百万円を平成20年度以降、14百万円に抑える。 1国2制度から1制度に統一することにより、電算業務処理委託料の削減につながります。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	現在では検討していません。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	今後適正な料金水準となるよう、料金の引き上げ等充分に検討していきます。 未納者への給水停止措置について、事務処理方法(内規)を明文化し、それに基づき実施します。 未収金の徴収対策改善額は、平成19年度から平成23年度の5年間で毎年1百万円の確保に努めます。 計量法により、更新する量水器については売却処分し、収入の確保に努めます。  今後適正な料金水準となるよう、料金の引き上げ等充分に検討していきます。 料金改定改善額については、料金改定値上げ額(平均単価(供給単価 H19=121円/㎡→料金改定後127円/㎡ +6円/㎡)での比較)×有収水量
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開  ○ 行政評価の導入	インターネット等を活用し、広く情報公開を実施していきます。  予算及び決算については、水道運営委員会での審議、町のホームページ、町の広報紙で報告するなど、情報公開に努めます。  平成20年度に資産調査を実施し、平成21年度から試験的に公営企業会計(バランスシート)を導入することにより、会計処理と料金設定についての明確化を推進します。 簡易水道事業統合計画では、平成28年度に変更認可(上水道としての創設認可とそれに伴う簡易水道の廃止)を実施し、平成29年度から上水道として地方公営企業法の法適用を開始します。
5 その他	特にありません。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	支出科目の適正化の観点から、平成19年度から4人体制としました。（平成18年度までは3人） 現在、1国2制度で旧町単位（本庁と総合支所）で管理運営しています。平成21年度の統一を目指し、維持管理についても一括管理で人員削減を目指します。 ・平成21年度まで 4人 ・平成22～28年度 3人 平成29年度 2人
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成21年度に料金改定を予定しています。全体平均で6%前後。 平成21年度の1国2制度の廃止により、更なる事務の効率化と経費削減を目指します。 ただし、過疎と少子高齢化の進行により給水使用量の減少が見込まれること、平成22～25年度に起債償還のピークを迎えることなどを考慮し、20年間の長期的な視点で収支のバランスが取れるよう、料金設定を検討しています。 平成25年度から10年間は、一般会計からの借入金で資金不足を解消することになります。（その後、一般会計に返済する）
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	起債の元利償還に対しての繰出しについては、借入年度により率が異なります。 ◇簡易水道事業債 ・平成14年度以前 50% ・平成15年度以降 70% ・一般会計事業に伴うもの 100% ◇過疎対策事業債 一律70% ◇基準内繰入は50% 建設費は10%（基準と同じ） 職員人件費は50%（基準は0%） ※現行の繰出基準を継続する考えです。
4 その他	特にありません。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率	0	0	0	10	10		0	0	6	6	6	
	改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	6	6	12	0	0	6	6	6	18
	未収金の徴収対策							1	1	1	1	1	
	改善額							1	1	1	1	1	5
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	4	3	3	3	3		4	4	4	3	3	
	増減数(人)	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他(一括発注による削減)								1	1	1	1	
	改善額							1	1	1	1	1	4
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,110	1,247	1,403	1,425	1,415		1,351	1,262	1,288	1,191	1,098	
	増減	0	137	293	315	305		241	152	178	81	-12	
							計画前5年間改善額 合計						改善額 合計
							12						27
													(参考) 補償金免除額
													10

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	8.3	8.4	8.3	8.4	8.4	8.2	8.4	8.3	8.2	8.1
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	998	1,038	1,022	1,140	983	973	982	972	963	953
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	6,545	6,545	6,545	6,545	6,545	6,545	6,641	6,641	6,641	6,641
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	4,727	4,788	4,631	4,394	4,358	4,358	4,445	4,445	4,445	4,445
最大稼働率(%)	72.2	73.2	70.8	67.1	66.6	66.6	66.9	66.9	66.9	66.9
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	113	117	116	105	122	121	121	127	127	127
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	130	116	138	139	189	254	202	209	214	216

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成19年度に簡易水道事業統合計画書を作成。  
平成20年度に資産調査を実施。平成21年度に料金統一(料金改定)。平成28年度に簡易水道をソフト統合し、上水道の創設認可を実施(簡易水道は、事業統合により廃止する)